

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和元年10月24日

(平成30年度決算)

(教育委員会・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和元年10月24日(木曜日)

午前10時28分開議
午後0時3分休憩
午後0時58分開議
午後1時38分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成30年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第29号 平成30年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第33号 平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 平成30年度熊本県病院事業会計決算の認定について

出席委員(13人)

- 委員長 溝口幸治
- 副委員長 内野幸喜
- 委員 城下広作
- 委員 吉永和世
- 委員 西 聖一
- 委員 山口 裕
- 委員 増永慎一郎
- 委員 濱田大造
- 委員 橋口海平
- 委員 楠本千秋
- 委員 岩本浩治
- 委員 末松直洋
- 委員 吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一

- 教育理事 青 木 政 俊
- 教育総務局長 野 尾 晴一朗
- 教育指導局長 牛 田 卓 也
- 教育政策課長 上 塚 恭 司
- 学校人事課長 磯 谷 重 和
- 社会教育課長 井 芹 護 利
- 文化課長 中 村 誠 希
- 施設課長 川 元 敦 司
- 高校教育課長 那 須 高 久
- 義務教育課長 古 田 亮
- 特別支援教育課長 牛 野 忠 男
- 学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希
- 人権同和教育課長 井 上 大 介
- 体育保健課長 西 村 浩 二

病院局

- 病院事業管理者 吉 田 勝 也
- 院長 濱 元 純 一
- 総務経営課長 緒 方 克 治
- 看護部長 平 田 孝 治

出納局職員出席者

- 会計管理者兼出納局長 瀬 戸 浩 一
- 会計課長 村 上 勲

監査委員・同事務局職員出席者

- 監査委員 濱 田 義 之
- 局長心得 松 永 正 伸
- 監査監 工 藤 真 裕
- 監査監 林 田 孝 二

事務局職員出席者

- 議事課主幹 岡 部 康 夫
- 議事課主幹 山 本 さおり
- 議事課主幹 千 羽 正 裕

午前10時28分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。

ただいまから第7回決算特別委員会を開会

いたします。

本日は、午前に教育委員会の審査を行い、午後から病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

古閑教育長。

○古閑教育長 恐れ入りますが、着座のまま御説明をさせていただきます。

平成30年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、決算特別委員長報告第4の1、「未収金の解消については、関係部局において、厳しい状況の中で回収に努めていることは理解しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」について、状況を御報告いたします。

未収金の解消については、これまでも、財政課を事務局とした全庁的な組織である未収金対策連絡会議に参加し、知事部局とも連携するなど、その対策強化に向けた取り組みを進めてきました。さらに、昨年度からは、未収金対策に取り組んでいる教育委員会の関係課で、課題の共有や取り組み事例の情報交換等を行う場を設け、未収金回収の専門知識の向上と効果的な回収方法の習得に努めている

ところでございます。

今後も、適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めてまいります。

次に、決算特別委員長報告第4の12、「職員の事務懈怠等に起因した契約等の遅滞について、今後、教育委員会全体で、組織におけるチェック体制の整備及び事業進捗状況の確認を適切に実施し、再発防止に努めること。」について、状況を御報告いたします。

本事案は、組織全体としてのチェック体制が不足していたこと、職員の知識不足等に起因する事務処理解怠が原因でございました。

このため、事務処理ミス発覚直後の平成30年5月から、全庁的な再発防止策に取り組むこととし、これまで実施してきた各種研修に加え、教育庁の全課で事業（支出）点検表を導入し、事業の進捗状況を所属内で共有するとともに、毎月、教育政策課へ報告することを義務づけることとしました。

また、平成31年度の組織改編により教育政策課内に新たに法務経理班を設置し、必要に応じて各所属の経理関係書類について重ねてチェックする体制を整備し、不適正な経理処理の未然防止を図っているところです。

今後も、組織におけるチェック体制の整備及び事業進捗状況の確認を適切に実施し、再発防止に努めてまいります。

続きまして、平成30年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、平成30年度歳入歳出決算総括表をごらん願います。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額309億8,693万7,000円に対しまして、調定額321億4,194万4,000円、収入済み額319億5,463万6,000円、不納欠損額101万2,000円、収入未済額1億8,629万5,000円となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,352億944万2,000円に對しまして、支出済み額1,286億456万7,000円、翌年度繰越額45億652万円、不用額20億9,835万3,000円となっております。

繰越事業は、主な内容としまして、熊本地震に伴う文化財の災害復旧や県立学校における施設整備事業に関するものであり、熊本地震の影響による復旧工事との調整により、調査や設計、工事に日数を要したことなどに伴い、年度内の整備が困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成30年度の決算概要でございます。なお、詳細につきましては、各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○上塚教育政策課長 教育政策課長の上塚でございます。

まず、教育庁の定期監査における指摘事項はありません。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、説明資料の2ページから記載しております。

それでは、3ページをお願いいたします。

中段の諸収入のうち、最下段の雑入でございますが、収入未済額489万4,000円を計上しております。

これは、恩給扶助料過払い金に係るもので、恩給扶助料の受給者が死亡した後も、長男に障害があり、死亡を届け出ることができなかったため、過払い金が生じたものです。過払い金を受領していた長男に返還請求しましたが、生活困窮により返済することができず、489万4,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、督促等により未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、これは、前年度予算の明許繰越分でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

不用額の主な内容は、学校等で開催される各種行事の日程が集中したことにより、各教育委員が参加できる行事が見込みより少なかったことに伴う教育委員人件費等の執行残でございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本県教育情報化推進事業等の入札に伴う執行残、大規模災害等で被災した学校の再開などを支援する災害時学校支援チーム派遣事業で見込みよりも派遣日数が少なかったことに伴う執行残でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅改修工事の入札に伴う執行残でございます。

教育センター費でございますが、教育センターの管理運営費、教育センターで実施します県立学校及び小中学校教職員を対象とした教職員研修に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、管理運営費の経費節減に伴う執行残、研修事業等に伴う執行残でございます。

恩給及び退職年金費でございますが、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給扶助料でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡による執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、熊本地震により被害を受けた教育センターの災害復旧に係る経費でございます。

不用額は、熊本地震で被災した教育センターの宿泊棟改修工事の入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度から令和元年度への繰越事業でございます。

上益城教育事務所管理運営費でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した上益城総合庁舎の災害復旧工事に伴い、御船高校に移転している上益城教育事務所の移転に係る経費でございます。

繰り越しの理由でございますが、上益城総合庁舎災害復旧工事の入札不調、不落による発注計画の見直しにより、事務所移転に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、116万6,000円を令和元年度に繰り越したものでございます。

なお、事務所の上益城総合庁舎への移転につきましては、災害復旧工事の完了後、本年12月を予定しております。

教育センター施設整備事業でございますが、熊本地震災害復旧工事との調整及び熊本地震の影響から、施工業者における人員確保が困難となったことにより、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、3,386万1,000円を繰り越したものでございます。工事は、本年4月に完了しております。

続いて、12ページの平成30年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

平成30年度の収入未済額489万4,000円につきましては、恩給扶助料の受給者が死亡した

後、同居していた長男が重度の精神疾患が原因で死亡の届け出をすることができず、平成26年1月から平成28年6月までの2年6カ月分の過払いが生じたものでございます。過払い金は、全て長男の生活費として消費されておりました。

下のほうの4の平成30年度の未収金対策の欄をごらんください。

経緯についてですが、亡くなった受給者は、県外で長男と2人暮らしでしたが、平成25年ごろに自宅で死亡しております。同居する長男は、精神の疾患からくる妄想のため、母親の死亡を認識できず、平成28年7月に警察により白骨化した遺体が発見されるまで、母親の遺体と同居しながら、恩給扶助料を消費して生活していたと警察から報告を受けております。

補足しますと、通常は住民基本台帳ネットワークにより受給者の生存を確認し、過払い等がないよう管理していますが、今回は、説明したような状況にあり、死亡届自体がなされなかったため、確認がくれたものです。

警察による発見後、長男は、精神医療センターに措置入院し、その後は、春日部市役所の手厚いサポートを受けながら、生活保護を受給して生活している状況です。

保護費以外の収入はなく、処分可能な財産もないため、返還請求に応じることができず、未収金となっております。

平成30年度の未収金対策としましては、平成31年2月12日に返還請求を、3月18日に督促を行っております。

返還義務者本人は、精神障害により直接交渉ができない状況にございますので、今後は、定期的に市役所に対して債務者の生活状況を確認し、督促状を发出するなど、同市役所福祉担当部署と連携し、対応してまいります。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課長の磯谷でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の8ページをお願いします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

県立学校授業料でございますが、不納欠損額はございません。ただ、収入未済額20万7,000円を計上しております。後ほど附属資料において御説明いたします。

次に、9ページをお願いします。

国庫支出金でございますが、主なものとしましては、就学支援金制度に伴う高等学校等就学支援負担金及び義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、就学支援金制度に伴う国庫負担金収入でございます。

これは、保護者等の収入に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対して、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものですが、県は、この交付金を、先ほど御説明しました授業料収入に直接充てることで、生徒、保護者は授業料を納付する必要がなくなるというものでございます。

次に、めくって10ページをお願いします。

財産収入でございますが、主なものとしましては、特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、11ページをお願いします。

諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校に設置しております売店の電気料に係る雑入でございます。

次に、歳出について、主なものを御説明します。

めくっていただいて、12ページをお願いいたします。

教育総務費の事務局費、教職員人件費でございますが、予算額、ほとんどが職員の給与費、人件費及び就学支援金交付等事業でございます。

不用額につきましては、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる教職員退職手当等の執行残でございます。

次に、13ページをお願いします。

小学校費の教職員費、中学校費の教職員費及び14ページでございます。めくっていただいて、高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度12月1日現在の現員数で所要額を見込みまして、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したというものでございます。

次に、同じく14ページの高等学校費の全日制高等学校管理費、続いて15ページの定時制高等学校管理費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、15ページの特別支援学校費でございますが、これは、特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費等でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費の節減による執行残でございます。理由としましては、先ほど説明した高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

附属資料の13ページをお願いいたします。

13ページの平成30年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済額につきましては、県立学校授業料の未収金でございます。

これは、授業料の支払い義務が生じた保護者に対しまして、県立学校の必要な手続のおくれ及び督促が十分ではなかったということにより未納となったものでございます。

収入未済額は、1の平成30年度歳入決算の状況に記載のとおり、20万7,000円でございます。

4の未収金対策としましては、これまで、3名の債務者のうち2名は令和元年6月に完納しております。残り1名につきましては、申し出がありまして、毎月の分割納付とし、電話連絡を随時行うなど、期限どおりの納入を促して、納入されているところでございます。なお、9月分まで分割納付されており、来月2月に完納予定ということでございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課長の井芹でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の16ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、県立青少年の家の携帯電話基地局設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしましては、地域学校協働活動推進員などの配置を実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算額と収入済み額との差27万円は、国庫補助金の減額に伴う市町村への間接補助額の減によるものでございます。

財産収入でございますが、主なものとしま

しては、財産運用収入の土地貸付料で、これは、熊本県青年会館敷地に係る土地貸付料でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

まず、社会教育総務費でございますが、主なものとしましては、青少年教育施設の管理運営、地域学校協働活動推進に係る経費でございます。

不用額は、主に入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理運営及びくまもと文学・歴史館の運営等に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

最下段の教育施設災害復旧費でございますが、これは、豪雨等により被災した豊野少年自然の家の災害復旧に係る経費でございます。

不用額は、主に災害復旧工事に係る入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

附属資料の2ページ、平成30年度繰越事業調べをお願いいたします。

青少年教育施設管理運営費でございますが、これは、老朽化した豊野少年自然の家の改修工事に係る経費でございます。

繰り越しの理由でございますが、入札不調により適正な工期が年度内に確保できなかったため、1億1,668万2,000円を令和元年度に繰り越したものでございます。工事は、今年4月に完了しております。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中村文化課長 文化課長の中村でございます

す。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、装飾古墳館観覧料、美術館観覧料及び美術館使用料でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

21ページにかけての国庫支出金でございますが、主なものとしては、県内の遺跡発掘調査等事業に係る遺跡発掘調査費補助、鞠智城跡整備事業に係る史跡等保存整備費補助及び教育災害復旧費補助でございます。

21ページの教育災害復旧費補助につきましては、平成28年熊本地震により被災した県立美術館本館の美術品の災害復旧への国庫補助金でございます。

予算現額と収入済み額との差527万円は、事業費の確定による増でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

寄附金でございますが、主なものとしては、最下段の文化財等復旧復興寄附金でございます。熊本城や阿蘇神社を初めとする文化財の復旧、復興のため、県内外から6億2,020万6,000円の寄附金をいただいております。

次に、23ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、主なものとしては、被災した文化財の復旧、復興のための基金からの繰入金である平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金繰入金でございます。

予算現額と収入済み額との差3,652万9,000円は、事業費の確定による減でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、主なものとしては、国等からの発掘調査の受託収入である発掘調査受託事業収入でございます。

予算現額と収入済み額との差502万円は、事業費の確定による減でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、文化費でございますが、これは、熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金、埋蔵文化財発掘調査事業、県立美術館分館及び県立装飾古墳館改修整備事業等による経費でございます。

不用額の主な内容は、埋蔵文化財発掘調査事業の調査量減少による執行残、県立美術館分館及び県立装飾古墳館の改修整備事業の入札等に伴う執行残でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

美術館費でございますが、これは、県立美術館本館の展覧会事業、細川コレクション永青文庫推進事業、県立美術館本館改修整備事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、平成28年熊本地震で被災した文化財等の災害復旧事業でございます。

不用額の主な内容は、被災した文化財の補助申請が予定よりも減ったことや復旧工事が進み、事業費が確定したことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

3ページをごらんください。

3ページの平成30年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰り越しでございます。

文化財災害復旧事業でございますが、これは、文化財の災害復旧について、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため繰り越したものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

明許繰り越しと同じく、文化財災害復旧事

業でございますが、これは、国登録有形文化財である熊本市のピース熊本センターや未指定歴史的建造物5件について、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工に不測の日数を要したため、再度繰り越したものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○川元施設課長 施設課長の川元でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の28ページをお願いいたします。

使用料及び手数料ですが、主なものとしましては、行政財産の目的外使用許可による収入でございます。

次に、国庫支出金ですが、主なものとしましては、下から2行目の県立学校災害復旧費負担金と、次のページをお願いいたします。上から4行目の学校施設環境改善交付金でございます。この交付金は、天草拓心高校が保有する実習船「熊本丸」代船建造に係る経費の補助でございます。

前のページにお戻りください。

中ほど、国庫支出金、全体で予算現額と収入済み額との差が4,446万5,000円ございますが、主な要因といたしましては、先ほどの県立学校災害復旧費負担金における入札等による事業費減に伴う減と、次のページをお願いいたします。最下段の教育災害復旧費補助における事業繰り越し等に伴う減によるものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

財産収入ですが、主なものとしましては、最後の行の不用品売り払い収入でございます。これは、実習船「熊本丸」の売り払い収入でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

繰越金ですが、これは、前年度予算の明許繰越分でございます。

次に、諸収入ですが、主なものとしましては、施越にかかる教育災害国庫支出金でございます。これは、過年度に交付決定を受けておりました災害復旧事業に係る国庫支出金の受け入れでございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

まず、教育総務費のうち事務局費でございますが、これは、市町村立学校の施設整備に係る指導監督のための事務費でございます。

次に、下から2行目の全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立高等学校施設の修繕や点検などの維持管理に要した経費でございます。

次に、教育振興費でございますが、これは、実習船「熊本丸」の代船建造に要した経費でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

学校建設費でございますが、これは、熊本工業高校ほか27校の県立高等学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、附属資料にて後ほど御説明いたします。

次に、特別支援学校費でございますが、これは、盲学校ほか8校の特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由としましては、入札等に伴う執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは、熊本高校ほか1校の県立学校施設災害復旧事業に要した経費でございます。

不用額が生じた主な理由といたしましては、入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の5ページをお願いいたします。

まず、校舎新・増改築事業でございますが、これは、熊本工業高校の実習棟改築に係る委託料及び工事請負費を繰り越しております。

次に、県立高等学校施設整備事業でございますが、済々黌高校ほか29校の営繕工事及び7ページをお願いいたします。下から5行目になりますが、ブロック塀撤去に伴うフェンス設置工事に係る経費を繰り越しております。

次に、長寿命化プラン策定事業でございますが、県立学校施設の長寿命化プラン策定に係る経費を繰り越しております。

次に、特別支援学校施設整備事業でございますが、盲学校ほか6校の営繕工事及びブロック塀撤去に伴うフェンス設置工事に係る経費を繰り越しております。

次に、8ページをお願いいたします。

下から2行目の県立学校施設災害復旧事業でございますが、第二高校の災害復旧工事に係る経費を繰り越しております。

これらの繰り越しを行った事業につきましては、表の右側に繰越理由を記載しておりますが、そのほとんどが熊本地震の影響による復旧工事との調整により年度内執行が困難となり、繰り越したものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

県有財産処分一覧表でございます。

番号の1から18までは、旧南関高校跡地を地元自治体に譲与したものでございます。

番号の19から21までは、旧南関高校校長宿舍及び天草高校旧男子寮の敷地を一般競争入札により売却したものでございます。

施設課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課の那須でございます。

一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別

会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明をいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明をいたします。

説明資料の34ページをお願いいたします。

歳入については、36ページの諸収入以外に収入未済額はございません。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金について、一部の貸与生が滞納したため、123万3,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

なお、歳入については、不納欠損額はございません。

次に、一般会計の歳出について御説明をいたします。

38ページをお願いいたします。

教育総務費のうち事務局費の主なものは、新設高等学校等教育環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、これは、高等学校英語指導助手費、高校生キャリアサポート事業、熊本地震に伴う高等学校等通学支援事業等に係る経費でございます。

不用額は、通学支援事業の利用生徒数減等に伴う執行残や人件費等の執行残でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

教育振興費ですが、これは、高等学校産業教育設備整備事業や奨学のための給付金事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に学校用リースパソコンの入札に伴う執行残及び奨学のための給付金事業の給付対象者の減に伴う執行残でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

学校建設費でございますが、これは、県立高等学校再編・統合施設整備事業に係る経費でございます。

不用額は、工事の入札に伴う執行残でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

諸支出金の繰出金ですが、上段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校への繰出金でございます。

不用額は、水産高等学校の実習での経費節減に伴う執行残でございます。

下段の育英資金等貸与特別会計繰出金は、育英資金貸与特別会計の育英資金貸付金（被災特例枠）への繰出金でございます。

不用額は、貸与者数減に伴う執行残でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続いて、説明資料の43ページをお願いいたします。

県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入について説明をいたします。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明をいたします。

46ページをお願いいたします。

高等学校費の農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、実習に伴う経費の執行残、高額である実習備品の入札に伴う執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でござい

ます。

不用額は、水産高等学校の実習での経費節減に伴う執行残でございます。

次に、47ページをお願いいたします。

育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

48ページの諸収入でございますが、育英資金貸付金の償還金でございまして、償還元金と延滞利息等を合わせまして96万1,000円の不納欠損額と1億3,946万3,000円の収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、後ほど附属資料で改めて御説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明をいたします。

50ページをお願いいたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございまして、不用額を生じた理由は、育英資金貸付金の新規申請者が見込みよりも少なかったこと及び退学や辞退により貸与者が見込みよりも少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

附属資料の14ページでございます。

平成30年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

まず、1の平成30年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3カ年分の推移の右側の計の欄に記載のとおり、平成30年度末で123万3,000円となっております。

内訳については、3の平成30年度収入未済額の状況のとおりです。

未収金の対策としましては、4に記載して

おりますとおり、滞納者に対しまして電話、訪問等による督促を行うとともに、新たな未収金を発生させないよう、学校を通じて返還の必要について周知を図ってきたところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の平成30年度歳入決算の状況の左側をごらんください。

内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納となっており、年度後返納は、退学等により資格がなくなった後、奨学生からの届け出がなくなったため、翌年度になって過払いが判明したものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3カ年の推移の右側の計の欄をごらんください。

平成30年度は、収入未済額は1億3,946万3,000円となっております。

内訳は、3の平成30年度収入未済額の状況のとおりでございます。

合計は、表の右側に記載のとおり、元金、延滞利息の滞納が643人、年度後返納が6人で、全体で649人となっております。

続いて、16ページをお願いいたします。

平成30年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、早期催告の徹底、(2)滞納者の状況確認及び財産調査の徹底及び(3)新規返還開始者への周知徹底により、未収金回収に努めています。

次に、2の法的措置の取り組みでは、電話による催告を続けても応じない、おおむね6カ月以上の長期滞納者に対しては、法的措置を行うこととしており、平成30年度は、49件に対して、裁判所から返還を命じていただくよう申し立てを行いました。

その後も返還をお願いしていましたが、返還できない理由の説明もないままに、その後

自主的な返還に一切応じなかった22件については、やむを得ず強制執行の申し立てを行ったところです。

さらに、3の不納欠損の実施とともに、4の奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生について、自覚を促すための取り組みを行っているところでございます。

17ページをごらんください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移をまとめた資料でございます。

上段の未収金額等の推移表の右端の欄に収納率を記載しておりますが、これまで申し上げました取り組みの結果、平成30年度の収納率は90.0%で、最も高い収納率となっております。これは、全国トップクラスでございます。

このように高い収納率を維持しておりますが、平成30年度の未収金は1億3,946万3,000円と、前年に比べ134万5,000円増加しております。この要因としましては、返還者数の増により、平成30年度の調定額が13億9,651万3,000円と、前年に比べまして6,768万4,000円増加しましたこと、過年度分の対応については、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、その結果、勤務先不明者や生活保護受給者の回収の困難な未納者がほとんどとなり、延滞者が固定化してきていることなどが要因と考えています。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度対応分につきましては、延滞の固定化を防ぐために、長期間未払いの者に対して繰り返し催促を行うなど、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

次に、23ページの平成30年度の不納欠損に関する調べをお願いいたします。

育英資金の不納欠損でございます。

平成30年度は、右欄の備考のとおり、2件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、奨学生及び連帯保証人

が県の債権について破産免責決定を受けたものと、奨学生が死亡、連帯保証人2人のうち1人は死亡、1人は生活保護受給中で、いずれも回収の見込みがなくなったものでございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古田義務教育課長 義務教育課長の古田でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の51ページをお願いいたします。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、主なものとしては、被災児童生徒就学支援等事業費補助でございます。これは、熊本地震で被災した児童生徒に対し、就学支援を行う市町村へ県が補助金を交付するものでございます。

国庫委託金の教育方法等改善研究委託金でございますが、これは、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用等に係る経費である道徳教育総合支援事業や幼児教育の向上のためアドバイザーを派遣する幼児教育アドバイザー派遣事業等に係る経費でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の53ページをお願いいたします。

教育指導費の主なものとしては、先ほど御説明しました熊本地震被災児童生徒就学支援事業や、小中学生の英語力及び教員の英語指導力の向上に係る経費である英語教育改革推進事業等でございます。

不用額を生じた理由は、経費節減に伴う執行残等でございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課長の牛野でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の54ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとしましては、特別支援学校整備費補助でございます。これは、特別支援学校を整備する特別支援教育環境整備事業に係る国庫補助金でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

下段にあります繰越金でございますが、これは、特別支援学校の整備等の経費である特別支援教育環境整備事業を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の57ページをお願いいたします。

まず、事務局費でございますが、これは、現在の熊本はばたき高等支援学校に当たります東部支援学校(仮称)準備事業でございます。

不用額を生じた理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、教育指導費でございますが、主なものとしましては、医療的ケアが必要な児童生徒に看護師を配置しますほほえみスクールライフ支援事業や発達障害のある児童生徒を総合的に支援いたします発達障がい等支援事業などに係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、発達障がい等支援事業のうち、合理的配慮協力員、特別支援教育支援員の人件費等の執行残やほほえみスクールライフ支援事業の入札に伴う執行残等でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、これは、施設整備等の経費である特別支援教育環境整備事業や特別支援学校分教室等を管理運営する県立特別支援学校管理運営費に係る経費でございます。

不用額を生じた理由は、特別支援教育環境

整備事業の施設整備の入札に伴う執行残や県立特別支援学校管理運営費の経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

明許繰り越しに係る平成30年度繰越事業調べでございます。

先ほど御説明しました特別支援教育環境整備事業でございますが、繰り越しの理由は、熊本地震の影響により入札の不調、不落等により工事期間が遅延し、年度内の執行が困難となったため繰り越したものでございます。

これは、平成29年度中に入札しましたが、不落となり、改めて平成30年度に入札し、工事期間が令和元年度まで設定されたことによるものです。

次に、10ページをお願いいたします。

事故繰越に係る平成30年度繰越事業調べでございます。

これも特別支援教育環境整備事業でございますが、繰り越しの理由は、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となり、施工に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課、重岡でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

説明資料の59ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、表の収入未済額に誤植がございますので、この場にておわび、訂正をさせていただきます。

国庫支出金、一番上の上段でございますが、収入未済額、0でございます。その次の次、上から3段目、収入未済額のところ、ここも同じく0でございます。大変申しわけご

ざいませぬ。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、国庫補助金のスクールカウンセラー等配置事業費補助でございます。これは、いじめや不登校など悩みを抱える生徒や平成28年熊本地震発生に伴う児童生徒の心のケアに対応するため、専門的知識、技能を有する臨床心理士等の配置のために国から交付される補助金でございます。

次に、60ページをお願いします。

諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございません。

収入未済額として、324万7,000円を計上しております。これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものです。

これについては、後ほど附属資料にて詳しく御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費の主なものとしましては、外部専門家による学校支援充実事業及び県立学校いじめ・不登校等対策事業に要した経費でございます。これらは、いじめ、不登校の積極的防止と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実及び校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額につきましては、スクールカウンセラーの件数が見込みより少なかったこと等による執行残でございます。

保健体育費の保健体育総務費の主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業に要した経費でございます。これは、学校管理下で児童生徒等の事故、災害が発生したときに、災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額につきましては、日本スポーツ振興センターからの災害給付金の支払いが見込みより少なかったことによる執行残等でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

18ページの平成30年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の表をごらんください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、平成30年度の収入未済額は、324万7,000円です。

3の平成30年度収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納入を行っているところです。

次に、4の平成30年度未収金対策をごらんください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用しましたスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時にさかのぼって、支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時期は継続的に返還が行われておりましたが、当人が体調不良等により安定した仕事に就労できなくなったことなどから、返還額が少額にとどまったり、断続的に滞納が続くなどして、返還が長期化しているところでございます。

下段の平成30年度の取り組みに記載のとおり、平成29年12月に返還額を見直したため、平成30年度は継続的に納入がありました。しかし、平成31年1月から滞納状態となったため、当人を呼んで面談をしたところ、健康状態がよくないため、思うように仕事につけていない状況にあるとの説明を受けました。ただ、当人としては、可能な範囲で返還を行いたいとの意思があったことから、年度内に4万5,000円の返還を受けたところです。

今後も引き続き、電話や面談を行うなどして、本人の就業状況等を確認しながら、未収

金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課、井上でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の62ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございまして、現年度分、過年度分、年度後返納分を合わせて3,504万2,000円が収入未済となっております。

なお、不納欠損額は、5万1,000円となっております。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、歳出について説明いたします。

説明資料63ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費につきましては、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、これは、人権教育関係補助事業等に係る経費でございます。

次に、附属資料について御説明をいたします。

19ページの平成30年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の平成30年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨

学資金貸付金回収金でございます。これは、現在、新たな貸し付けは行っておりませんが、平成17年度までに貸し付けた高等学校、大学等の奨学資金の償還金でございます。

2の収入未済額の過去3年間の推移は、下段の合計欄のとおり、収入未済額は年々減少しております。

次に、20ページをお願いします。

3の平成30年度収入未済額の状況の右側、合計欄をごらんください。

奨学資金の未納者は、上段の奨学資金貸付金回収金分と下段の年度後返納分を合わせますと158人であり、その内訳、は表のとおりでございます。

なお、その他につきましては、現在、奨学生本人の状況を確認し、今後、分割納付等につなげていくものなどがございます。

4の平成30年度の未収金対策につきましては、1の実施した取り組み内容に記載のとおり、現年度分につきましては、関係市町村担当者に対して、返還事務説明会を実施するとともに、滞納発生後は、未納者に対して、年間を通じて電話や文書による催告を実施しております。また、過年度分につきましては、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と一緒に未納者の自宅を訪問し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じて返還指導を行っております。県外在住者につきましても、個別訪問による直接交渉を行っております。

2の取り組みの成果につきましては、3段目に記載のとおり、収入未済額は、3,504万2,000円となり、前年度末の3,817万9,000円から313万7,000円の減となっております。

24ページの平成30年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金について、行方不明者1名について、5万1,000円の、返還債務の免除に関する条例第2条第1号の規定により不納欠損処分を行っ

たものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課長の西村でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の64ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、体育施設の行政財産目的外使用に基づく使用料でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

66ページにかけまして、国庫支出金でございますが、就学奨励費補助及び全国中学校体育大会運営事業費補助を合わせた220万6,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、国へ支出の要請を行っているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

また、国庫支出金の主なものとしましては、66ページの公立社会体育施設の災害復旧や文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

65ページ上段に、予算現額と収入未済額との差が3億3,327万7,000円と記載しておりますけれども、主な要因としましては、66ページ上から3行目の教育災害復旧費補助における事業繰り越しに伴う減によるものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

繰越金ですが、これは、前年度からの事故繰越分でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしましては、教育施設等運営事業負担金でございます。これは、熊本武道館に係る熊本市からの負担金等でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

68ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、県立学校における健康診断などに係る経費でございます。

不用額につきましては、県立学校における健康診断などの入札残等に伴う執行残でございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしましては、国民体育大会、東京オリンピック選手育成事業や令和元年度全国高等学校総合体育大会準備などに係る経費でございます。

不用額につきましては、国民体育大会等において、選手の派遣に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なかったことなどによるものでございます。

次に、体育施設費でございますが、主なものとしましては、県民総合運動公園など県営体育施設の整備事業、管理運営費などに係る経費でございます。

不用額につきましては、整備事業に係る入札残及び経費節減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額2,939万9,000円につきましては、附属資料で御説明いたします。

次に、69ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、これは、熊本地震により被災しました県営体育施設の災害復旧費でございます。

不用額につきましては、入札等に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額2億8,237万2,000円につきましては、附属資料で御説明いたします。

次に、附属資料の説明をいたします。

附属資料11ページをお願いいたします。

平成30年度繰越事業調べをお願いいたします。

県営体育施設整備事業につきまして、県立総合体育館と藤崎台県営野球場の施設整備に係る経費の2,939万9,000円を繰り越したもので

ございます。

繰越理由としましては、県立総合体育館の整備では、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことによるもの、藤崎台県営野球場の整備では、工事箇所が文化財包蔵地であったため、設計に時間を要したものでございます。

次に、県営体育施設災害復旧事業につきましては、県総合射撃場の災害復旧に係る経費の2億8,237万2,000円を繰り越したものでございます。

繰越理由としましては、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことによるものでございます。

続いて、21ページの平成30年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済額につきましては、1の平成30年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、要保護児童生徒援助費補助金及び全国中学校体育大会運営費事業補助金でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3年の推移、右側の計の欄に記載のとおり、220万6,000円となっております。

本件につきましては、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金と平成29年度全国中学校体育大会において、財源の一部となる国庫補助金の請求漏れにより収入未済が生じたものでございます。

これは、2件の補助金ともに、近年実績がなかったことによる事務手続の誤認及び組織的なチェック体制の不足により、補助金の請求期限である4月末日までに請求書の提出及び官庁会計システムの入力ができていなかったことによるものでございます。

当該未収金につきましては、平成30年5月の判明直後、文部科学省とスポーツ庁に直接出向き、補助金の支出について検討いただくようお願いしたところでございますが、国が

らは、4月末の請求期限後の処理は不可能であるとの回答がございました。

以降、国に対して、引き続き補助金の支出について要請をしておりますが、国からは支出できないとの回答を受けております。今後も引き続き、国に対して補助金の支出を要請してまいります。

また、再発防止策につきましては、事務処理に関する研修を実施し、処理の手順、必要書類等の確認を行うとともに、事業の進捗管理表を作成し、組織的なチェック体制の強化を図っております。今後、同様の事態が起らないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ある方は、挙手をお願いいたします。

○増永慎一郎委員 ちょっと教育政策課のほうにお尋ねいたしたいと思います。

資料の5ページ、教育委員会費、不用額が92万6,000円出ていますけれども、ちょっと先ほどの説明がよくわからなかったのもう一回きちんと説明していただきたいんですけども。

○上塚教育政策課長 これは、教育委員の報酬がありまして、その分予定どおり、旅費等も含めて、ちょっと教育委員の活動費等に不足が生じ――執行できない部分がありまして、その残でございます。活動、いろんな視察とかございますけれども、それが予定より少なく執行されたということです。

○溝口幸治委員長 もうちょっとちゃんと説明したほうがよくはないかな、そこは。

○増永慎一郎委員 何か先ほど、いろんな行事が重なって教育委員さんが出席ができなかったのも、その分の費用が執行残になったという説明じゃなかったですかね。

○上塚教育政策課長 教育委員は、毎月、定例の教育委員会がありますけれども、それ以外に、学校の現場とか、いろんな卒業式とか、そういったところに出席されるんですけども、それが行事が重なったりして、ちょっといろんなところに手分けして行くんですけども、その予定がちょっと回数が少なくなったということです。

○増永慎一郎委員 教育委員さんは6名だったというふうに思っておりますけれども、何というか、いろんな行事に行ってもらうとか会議とか、そういった部分に出席していただくということで教育委員に多分任命されているんだというふうに思っておりますので、そういったのが行事が重なってなかなか行けなかったとかになれば、これはちょっといろんな点で今から不都合な点が出てくるんじゃないかというふうに思っておりますが、そういった日程の調整とか、そういった部分をきちんとやっていかないと、何のために教育委員がいらっしゃるかというのがわからないような形になりますけれども、その辺についてどういうふうに思われますか。

○上塚教育政策課長 日程と教育委員さんの予定を調整して、できるだけ出席いただけるようにやっていきたいと思っておりますが、ちょっと今回はそれがうまくいかなかったということです。今後ちょっと気をつけていきたいと思っております。

○溝口幸治委員長 じゃあ、青木理事、整理してください。

○青木教育理事 教育委員は5人いらして、今課長が説明しましたとおり、手分けして行事等あるいは視察等に行っていたところでございますけれども、もちろん予算の計上に当たっては、過去の実績を見て多目に積んでいるという中で、なかなか出席がかなわないときが昨年度あったということでございます。

そこで、委員御指摘のとおり、日程調整等々含めて、改善の余地あるかどうか含めて検討させていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○増永慎一郎委員 この委員会費が968万、約1割ぐらいが不用になっているので、これは、10回に1回は何かの行事に行かれてない、行けてないとかいう形に多分なるんだろうなというふうに思っておりますので、まあ別に大した行事じゃなければいいんですけども、中身がちょっとわかりませんので、できれば大事な会議とか、誰も調整がつかずに行けないということになれば、何のために教育委員がいらっしゃるかというのがよくわからないような形でございますので、その辺はちょっときちんと日程調整しながら——この部分は少し多目に積んであるということでございますけれども、そういった事態で不用額が出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○濱田大造委員 附属資料で2点ありまして、まず、18ページのこのスクールカウンセラー報酬等返還金なんです、説明でここに記載があるんですが、スクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが後日判明とあるんですが、これは雇うときにそういう資格を確認して雇うはずなんです、何でこういうことが起こって、いまだに

続いているのかと。

あと、似たような案件なんです、21ページですね、最後に説明を受けました。

これは、平成29年度に全国中学校体育大会、ちょっと私詳しくは知らないんですけども、熊本でやったんですかね。毎年、こういう大会はあると思うんですが、何でこういうことが起きたのかと。

あと、国は、もう4月末日までで請求が終わっていますので、受け付けませんと言っているのに、まだこういう返還をお願いするということをここで議論してもしようがないと思うんですけどもね。これは、どうやって対応——国はもう払わないと言っているのに、またここで頑張りますと言ってしまうと思うんですが、その辺どうなっているのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○重岡学校安全・安心推進課長 委員御指摘のスクールカウンセラーの任用に当たりまして、平成12年、まずスクールカウンセラーとしての履歴書、臨床心理士資格、そういったものを確認し、県の臨床心理士会のほうにその内容等、登録者であるかどうかを確認しております。その際、県の臨床心理士会のほうからも、会員であるということを確認しましたので、任用をしたところでございます。

翌年13年の6月末になりまして、県の臨床心理士会のほうから、当該の方の臨床心理士の資格が無資格であるということが判明したということがその後報告がありまして、そこで退職勧告をしたというところでございます。

事案発覚後、県警察本部捜査第2課とも、刑事告発等についても協議を行いました、そういった資格が無資格だったことは故意ではなかったということで、カウンセリングの経験等は事実であるということもあり、刑事告発等はせずに、このような形で面会をしな

がら返還をしてもらっているという状況でございます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

今委員のほうから御質問のありました件につきましてお答えいたします。

まず、全国中学校体育大会につきましては、8年に1回ほど、要するに、九州ブロックで受けた事業の中の陸上競技とサッカー競技の2競技を、本県のほうで開催したものでございます。

先ほど御説明した中でも申しましたけれども、8年に1回の事業でございまして、ここ数年間、そういう手続等の処理がなかったこと等によりまして、事務手続で誤認が生じたために発生したものでございます。

また、国との見解の違い等がございましたけれども、実は、会計法の中の解釈で、国と県の解釈のところちょっと解釈の違い等が出てきておりまして、実際、事務処理上の中では、財政課、会計課とも協議をしながら、今進めていっているところでございます。再度、要望は国のほうにしていきたいということで、先ほど申し上げた次第でございます。

○濱田大造委員 見解が違ったといっても、それで覆ることってあるんですかね。

○西村体育保健課長 他県において、過去に、この事業ではございませんけれども、支出された事業があるとは伺っております。粘り強く、私たちとしては、引き続きお願いをしてみたいということでございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○山口裕委員 53ページ、義務教育課の学力向上対策事業についてお尋ねします。

学力向上対策事業、たしかゆうチャレンジ

だと理解しますが、今回、ゆうチャレンジ、これまで長年大きな事業としてやってきましたが、ゆうチャレンジをやめて新たな取り組みを行うということでございますけれども、このゆうチャレンジにどういう課題があつて、次の新たな制度に踏み込もうと考えたのか等も、新たな事業ではすごく重要だと思いますので、そのお考え、見解をお尋ねします。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

今委員からお話がございましたとおり、ゆうチャレンジは、もう15年余り続けてまいりまして、本県の独自の課題として開発、実施をし、国からも高い評価を受けていたところでございます。

思考力、判断力、表現力等まで問う問題でございましたが、子供たちに返す個人票でございましたり、全体の県の課題に応じたプリントは出してございましたけれども、一人一人の子供たちに応じたプリントというまでは開発が難しゅうございまして、そのあたりを課題というふうに考えてまいりました。

新たな学力調査では、民間のノウハウを活用いたしまして、子供たちのつまずきがどこにあるのか、個人票にしっかり明記をした上で、つまずきの部分、また、新たにもっと挑戦できる部分あたりのプリントを一人一人に提供をして、子供たち一人一人の学力に応じた向上を目指していきたいというふうに考えているところでございまして、本年度が今から実施ということでございまして、1年目の課題等を踏まえて、さらに充実を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山口裕委員 ゆうチャレンジでは、教職員に対する資料というのもあったんですけれど

も、今の答えでは、何かそのあたりがなくなるのかなと理解しますが、その辺を追加して。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

当然、先生方に対する資料等も、詳しいものを配付いたす予定でございますし、それに応じて県のほうでも指導をしていきたいというふうに考えております。

継続的にゆうチャレンジもホームページに掲載まして活用していくことにしておりますし、引き続きそのゆうチャレンジの延長上に質的向上を図ると考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 学力向上といえば、高等学校で実証的に学習を補完するアプリを導入したのがあったと思うんですが、どんな資料を見てもここには出てこないの、状況はどうか、説明ください。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

スタディーサプリというのを平成29年度ぐらいから入れておりました。それには一部補助をしておりましたが、その後、それを、平成30年度になりまして、ちょっと補助をやめたところではございますが、それにかわるものとして、学校のほうでは、クラッシーという、もう少し総合型の学力、自分がどういうふうに学習を記録して、その学習の発達といいますか、そこまでポートフォリオとして記録できるようなものも学校が取り入れ始めましたので、それを踏まえまして、今、今後どういうふうにしていくかというのを高校のほうで考えているところでございます。

○山口裕委員 1年目はスタディー、2年目は、現場の意見を聞けばクラッシー、限られた学校でやっていますよね。学力の向上が必要なのは、県下全ての県立高、変わらないので、いつかの時点では全県に出すべきだと私は思っていたんですね。それがなかなか進まない。またこうやって1年でそもそもが変わるといのは、なかなか慎重さに欠けたというか、そういう感じではないかなと思うんですね。

そういう意味でも、そのクラッシーのよさとか、学力とか学習を補完するのが高いんだろうなと思いつつも、今後は、やっぱり機会は均等に与えないかぬという観点から、全ての県立高校でそれが使えるように取り込まなければいけないと思いますけれども。

○那須高校教育課長 高校生の学力保障ということで、大きく普通科系の高校と専門系の高校がございまして、それをどういうふうにして学力を図っていくかというようなことで、文科省のほうで基礎力の学力診断テストというあれを認定しましたので、ほぼ普通科系はスタディーサポート、それから、専門系高校のほうは進路マップというようなものを取り入れまして、それを学校のほうで利用して、学力がどういうふうに変化していくのか、それから、先々の進路に関する面談等に利用している面が1つございます。

もう一つは、そこと組み合わせで基礎診断テストが入りましたものですから、そこを含めまして、今度、それに一番利用できるようなソフトと申しますか、そんなのがあるのかというのも含めて、今検討しているところでございます。

○山口裕委員 今のだと、例えば、生徒一人一人がダウンロードしてそれを利用するという感じにはちょっと聞こえなかったんですが、学校側が使う中で何か補完すればとい

う、最初のクラッシーとかとはちょっと趣と
いうか、全然違うような気がするんですけれ
ども。

○那須高校教育課長 クラッシーのほうは、
自分で日々の成果とかを入力して、それを教
員も見れますし、自分もきちっと把握でき
るというふうなソフトでございますので、学
力をつけていく上での補完するソフトとし
て、そちらのほうを使いたいというふう
に考えております。

○山口裕委員 クラッシーを私は全ての学
校でとか、普通高校で導入すべきだとか、
必要だと思ったときに使えない、生徒が
それを使うことができないという環境は
やっぱり取り除くべきだと思うので、
そのあたりは今後の課題として考
えてください。

○溝口幸治委員長 ほかにございませ
んか。

○増永慎一郎委員 以前も決算委員会
のときにお伺いしたんですが、多分高
校教育課だと思いますけれども、実
業系の学校、農業高校とか工業高
校とか、そういった部分の実習機
材、これの更新とかはどこに載っ
ているんでしょうか。

○那須高校教育課長 高校教育課で
ございます。

資料につきましては、高校教育課、
40ページでございます。その中の
教育振興費の中に入っております。

1つが高等学校産業教育電算組織
整備事業、もう一点が高等学校産
業教育設備整備費ということで、
これは、電算組織の整備事業は
リースで行っておりますので、6
年プラス1年のリースで、古い
ものになったものから順番に
更新をしていくと。

もう一つの産業教育の設備整備
費ですけれ

ども、これは、産業教育関係で
実験、実習等に使います設備あ
たりを、年次計画で、専門高
校のほうから要望を上げていた
だきまして、古いものから順
番、それから要求度が高いも
のというのを考慮しながら、
毎年更新させていただいてい
るというような事業でござ
います。

○増永慎一郎委員 この特別会計
のほうですね、実習資金特別
会計、これのほうからはお
金は出てないんですか。

○那須高校教育課長 実習資金
特別会計のほうは、農業高
校、農業に関するものと、
それから水産に関するもの
というふうに大きく2つ分
けておりまして、基本的に
この実習資金というのは、
生産物の売り払い収入で
一回回していくというの
がでございます。

どうしても、トラクターとか、
ああいうようなのを
買う場合がここにはござ
いますので、ここでも設
備、備品として計画を
立てながら、ここで更
新をしていくというよ
うなところで充てて
いるところでござ
います。

○増永慎一郎委員 じゃあ、この
前も言いましたけれど
も、今の時代にそぐ
わないような古い
タイプのトラクター
とか、そういった
ものが非常に多
くあるので、例
えば、自分で帰
って後継者にな
って就農しよう
としたときに、
その学校で乗
っていたような
のはもう全然
ないので、ど
うにかしてく
ださいという
話を保護者か
らよく聞くん
ですよ。

今見たら、結構お
金が、不用額
が両方とも多
いので、この
辺もうちょっと
工夫していただ
いて、まあな
かなか難しい
かもしれませんが
、20年前ぐ
らいのを
使わせるより
も、ひよつと
したらもう中
古とかでも
いいのがある
んじゃないか
というように
思いますので
、その辺は、
今使える、
そういう機
械をできれば
よく工夫して
いただいて、
せっかくこ

の不用額が多いので、できればそうしていただきたいというふうに要望しておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○楠本千秋委員 施設課に2点ほど。

附属資料の最後の25ページの財産処分件ですけれども、南関町でこの18項目を譲渡されたということですが、その辺のちょっと経緯を、この18件が全部、学校全てなのか、その辺も教えてもらえれば。

○川元施設課長 施設課でございます。

南関高校、高校再編の中で廃校になりましたので、その敷地、建物全てを南関町役場として町が使うということで、全て譲渡しております。

譲渡に当たっては、まあ無償譲渡なんですけど、そこは財産審議会の承認を得て、また、30年2月の県議会でも承認をいただいております。

以上です。

○楠本千秋委員 もう一点は、「熊本丸」実習船、これが2,100万円ですか、出ていますけれども、どちらのほうに行ったんでしょうか。

○川元施設課長 愛媛県の海洋調査をするような企業が購入者と聞いております。

○楠本千秋委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 済みません、この前、商工観光労働部の審査のときに、増永委員から県立技短の話が出て、要は——もちろん、あそこは世界で羽ばたくというか、日本のど真ん中で仕事をするような人材も育てているんですが、できれば地元にも多くの方々に就職してほしいというお話がありました。

その中で、今商工観光労働部では、企業誘致とか一生懸命頑張っていますけれども、もちろん世界で羽ばたく、日本の真ん中で頑張る子も育てにやいけません、あわせて、やっぱり地元に残っていただくような子供といったときに、高校のそのクラスのあり方というか、特に専門学校、そういうところのあり方と連動していかないと、特に、今熊本は、人材確保に非常にそれぞれの企業は苦労されていますので、わざわざ愛知とか、ああいうところにしか仕事がないような人材をどんどんどんどん供給している状態なので、そこをやっぱりもう一工夫、例えば、機械科が2つあれば、1つはもう情報関係のものにしてしまっていていくとかですね。

まあ、それぞれの地域で、人材確保、企業誘致も違うんですね。熊本市周辺だと、自動車産業で機械系ですけれども、例えば、私の人吉とか水俣とか、山都もそうですけれども、今サテライトオフィスとかいってやっていますので、そういうところというのは、やっぱり情報系というか、プログラミングとか、そういう人ってなってくるんだと思いますけれども、ぜひ、高校再編というか、そのクラスと商工のところと連動して、高校のあり方あるいは技術教育の勉強の仕方とかも、そこが一体となってやっついていかないと、今までの行政でいくと、教育委員会は教育委員会、知事部局は知事部局、特に商工のほうは、こういう人材が欲しいんだけどな、高校のときからこういうことをやってほしいなと思っても、なかなかそこは今までの壁があつてできなかったんだと思いますけれども、改めて、古閑教育長が就任されましたので、その辺の、一緒にちゃんと議論をして、熊本に必要な人材あるいは日本で羽ばたくような人材をあわせて育てていくというようなことを、ぜひ教育委員会と商工観光労働部と連携してやってほしいというふうに思っていますので、教育長からコメントをいただきたいと

思います。

○古閑教育長 溝口委員長のほうから御指摘いただきましたけれども、我々も、ずっとそういう、県内就職率の向上を含めて、県内企業に優秀な人材を育てるというのは、我々の役目の一つだというふうに認識をいたしております。

今商工観光労働部、いわゆる知事部局との連携もお話いただきましたし、これは当然やっていかなきゃならないし、今でもやっている部分は当然ございますし、あと、直接今企業とも連携をとらせていただいて、県内企業、いろんな経済団体、また、工業連合会含めて、包括協定を今結ばせていただいておりますので、そこからいろんな企業の紹介、また、出前講座等々もお願いして、いわゆる県内企業の周知を図っているところでございますので、我々教育委員会としても、それぞれの高校の特色を生かしながら、しっかりと人材の育成に取り組んでいければというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。——なければ、これで質疑を終了したいと思います。

これで教育委員会の審査を終了いたします。

午後1時から再開します。よろしくお願ひします。

午後0時3分休憩

午後0時58分開議

○溝口幸治委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより病院局の審査を行います。

執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願ひいたします。

それでは、病院事業管理者から決算概要の

総括説明をお願いします。

○吉田病院事業管理者 病院事業管理者の吉田でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

こころの医療センターの運営に対しましては、かねてから、御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、決算等の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会におきまして、施策推進上改善または検討を要する事項等とされました点につきまして、その後の措置状況を御報告申し上げます。

病院局に対しましては、「児童・思春期医療を推進するに当たり、専門医師の養成のために、医師の東京都立病院への派遣研修を実施しているが、研修に参加した医師の研修成果がこころの医療センターに適切に還元されるよう、定着率の向上等に努めること。」という御指摘をいただきました。

こころの医療センターでは、児童・思春期医療における受診までの待機期間の短縮と継続的な治療環境の確保を図るため、熊本大学を初めとする関係機関と連携を図りながら、専門医の育成、確保に取り組んでまいりました。

平成24年度から29年度には、派遣研修を終えた医師が中心となって診察に当たっておりましたが、昨年度、30年度は、思春期ユニットの本格稼働に合わせて、熊本大学から児童・思春期医療の経験が豊富な医師の派遣をいただき、開設初年度の診療に当たってきたところでございます。今年度は、医局の人事異動により専門医が減少したところですが、引き続き、熊本大学と協力して専門医の確保に努めますとともに、御指摘も踏まえながら、病院内部での専門医育成にも力を入れてまいります。

次に、当センターの運営状況について御説

明いたします。

こころの医療センターの入院患者数は現在110名前後、外来患者数は1日平均100名程度で推移しております。

当センターでは、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネット機能としての役割はもちろんのこと、政策的・先導的医療を推進するため、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重点的に取り組んでおります。

また、災害対応や当センターの人材とノウハウを活用した、地域に貢献できる病院づくりにも取り組んでいるところでございます。

次に、平成30年度の決算状況について、概略を御説明いたします。

総収益16億6,000万円余に対し、総費用16億3,000万円余で、2,800万円余の純利益となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、資本的収支について、過年度分損益勘定留保資金、いわゆる内部留保で補填するなど、一般会計からの繰入金に過度に依存することのない効率的な運営に努めております。

今後も、県立病院として期待されている役割を果たしますとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要ですが、詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○濱田監査委員 代表監査委員の濱田でございます。

4人の監査委員を代表して、私のほうから決算審査意見書の概要を説明させていただきます。着座にて説明をいたします。

ピンクの冊子の平成30年度決算審査意見書、熊本県病院事業会計というのがお手元にあると思います。これをお願いいたします。

1ページをお開きください。

まず、審査の結果でございます。

1ページの中ほどに審査の結果としております。

平成30年度の病院事業会計の決算諸表、これは、病院事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めております。

以下、その下から経営の状況あるいは経営成績の詳しい資料がついてございますが、ただいまの吉田管理者の説明と重複しますので、割愛をさせていただきます。

ページ飛びまして、9ページをお願いいたします。

9ページでございます。9ページが審査意見でございます。

大きく4点、我々のほうから意見を申し上げます。

まず、(1)でございますが、これは、平成30年度にスタートをいたしました第3次中期経営計画についてでございます。初年度、やや不本意な結果となってございますので、引き続き、運営体制の強化に努め、経営基盤の確立を図るとともに、経営計画の着実な実施に取り組んでいただきたいという意見でございます。

(2)でございます。

医療スタッフの確保についてでございます。

ただいまの吉田管理者から説明ありましたとおり、知事部局あるいは熊大と連携して、医療スタッフの確保に努めていただくというのはもちろんでございますが、この後段に書いていますとおり、これまでの蓄積したノウハウを生かしながら、現行スタッフの専門性を高めていく、こういった方向性もあるということを申し上げます。

(3)でございます。

新たなニーズに対応した医療の展開と書いてございますが、これは、児童・思春期医療並びに地域生活支援事業等々のいわゆる政策的・先導的医療の推進、これもあわせて図っていただきたいという旨を意見申し上げております。

最後に、(4)でございます。

精神科病院としての地域への貢献についてでございます。

県内唯一の県立の精神医療のセーフティネット拠点といたしまして、これまで蓄積してきたノウハウあるいは育成してきた人材、こういったものを活用して、地域の貢献に取り組んでいただきたいという意見をしております。

以上4点が、監査委員からの意見でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○溝口幸治委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○緒方総務経営課長 説明いたします。

まず、監査結果指摘事項について、本年度の定期監査における指摘事項、ございませんでした。

続きまして、監査委員からの決算意見について、取り組み状況を御説明いたします。

1点目、第3次中期経営計画の着実な実施についてであります。

中期経営計画の初年度である平成30年度は、患者の就労施設等への移行等により、病床利用率、あるいは外来患者数等が目標をやや下回りました。今後、患者の確保に努め、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

2点目、医師を初めとした医療スタッフの確保についてであります。

児童・思春期医療を推進するため、引き続

き、大学への専門医師の派遣を働きかけるとともに、これまで蓄積したノウハウを生かして、現行スタッフの専門性を高めてまいりたいと考えております。

3点目、新たなニーズに対応した医療の展開についてであります。

当センターでは、先ほど申しました児童・思春期医療に加え、患者が社会生活を送れるよう支援する地域生活支援事業も推進しております。引き続き患者のニーズに対応した医療を展開してまいりたいと考えております。

4点目、県立精神科病院としての地域への貢献についてであります。

当センターには、興奮状態にある患者さんを安全に看護する包括的暴力防止プログラム、通称CVPPPというんですけれども、このインストラクターや精神科認定看護師が在籍しております。これらの高い専門性を持つ職員による講習会開催あるいは看護専門学校等への講師派遣など、引き続き地域に貢献できる病院づくりに努めてまいります。

決算審査意見書につきましては、以上であります。

続きまして、平成30年度の決算状況につきまして御説明いたします。

なお、説明につきましては、お手元の、このような令和元年度決算特別委員会説明資料を中心に、冊子の決算書につきましては、該当ページをお伝えしながら御説明いたしたいと思っております。

資料1ページ、縦1番、病院の概要であります。

まず、(1)沿革であります。

当院、昭和50年、富合病院として開院、現在の形になったのが平成9年、診療科目、記載のとおりであります。結核病床も保有しております。経営形態、地方公営企業法全部適用、許可病床が200床ですけれども、平成20年度から50床を休床し、現在の稼働病床は、精神病床、結核病床合わせて150床でありま

す。

組織について、資料記載のとおり、診療部、看護部、総務経営課という構成で、平成31年の4月1日現在の職員数99人となっております。

(3)に病棟の構成を記載しております。

急性期治療病棟、総合治療病棟、そして、児童・思春期ユニットを含む社会復帰病棟の3つがあり、隔離室、合計11床を保有しております。

2ページをお願いいたします。

見開きで、県立病院として重要な2つの取り組み、左ページにセーフティーネット機能、右ページに政策的・先導的医療の展開を記載しております。順に御説明いたします。

まず、左側のページ、縦1番、セーフティーネット機能の維持・充実であります。

まず、説明資料の欄外、注釈1をごらんいただければと思います。

当院では、民間精神科病院等では受け入れが難しい殺人あるいは傷害等を犯した患者、覚醒剤中毒患者等を受け入れております。

本文の表をごらんいただければと思います。

ただいま御説明しました患者を含む措置入院の受け入れや高度な専門性を要する患者の受け入れ等の実績について、平成29年度と平成30年度を比較して記載しております。

平成30年度は、薬物・アルコール依存患者の退院により、高度な専門性を要する者の受け入れが減少しております。一方、ほかの病院から紹介されて来院された外来患者数が増加しております。

右のページをお願いいたします。

当院のもう一つの重要な取り組みである政策的・先導的医療の展開、具体的には、(1)地域生活支援と(2)児童・思春期医療について記載しております。順に御説明いたします。

まず、(1)患者の地域での社会生活に向け

た地域生活支援の充実を御説明いたします。

これにつきましては、平成26年度に地域生活支援室を設置して取り組んでおります。主な活動ですが、ごみの分別や買い物支援等の日常生活支援、金銭・服薬管理、ヘルパー等であります。年々、対象者、訪問支援件数も増加しており、地域での社会生活に向けた支援が徐々に進んでいるところであります。

次に、(2)児童・思春期医療の積極的推進について御説明いたします。

児童・思春期医療につきましては、不登校、虐待等、子供の心を取り巻く問題が深刻化している一方で、採算性の問題から、診療できる医療機関が少ないというのが現状であります。

当院では、平成24年度から外来診療、これに加えて、平成29年度末から入院診療を行ってまいりました。表ごらんとおり、年々数が増えている状況であります。

次のページをお願いいたします。

左のページに、3、入院・外来の状況を、右のページに、4、経営状況を記載しております。

まず、左のページ、3、入院・外来の状況を御説明いたします。

決算書につきましては、主に13ページ、14ページとなります。

ア、入院患者につきましては減少しております。これは、思春期ユニットの開設に伴って成人患者を退院させたことが大きな要因だと考えられますが、児童・思春期患者の入院により、収益自体は増加しております。

イ、外来患者についても減少となりました。児童・思春期外来者数は増加しましたが、デイケアにつきましては、これまで頻りに利用された患者が入院されたこと等により減少したのが原因だと考えております。これにより収益も減っております。

続きまして、右のページ、経営状況を御説明いたします。

決算書につきましては、主に1ページ、2ページになります。

まず、ア、当期純利益ですが、外来収益は減少したものの、入院収益が伸びて、医業収益は若干増加いたしました。

また、一般会計負担金が基準の見直しにより増加したことにより、総収益も増加しております。

費用につきましては、給与費や電子カルテシステムの導入に伴って総費用が増加しましたが、結果的に2,800万円の黒字となっております。

次に、イ、収益的収入の一般会計からの繰り入れにつきまして、表のとおり増加しております。

なお、資本的収入の一般会計からの繰り入れにつきましては、一般会計に過度に依存しない効率的な運営を目指し、平成23年度から繰り入れを行っておりません。

支出につきましては、内部留保資金で対応しております。

費目ごとのデータにつきましては、決算書15ページ、16ページに記載しております。

続きまして、5、経営目標の達成状況であります。

平成30年度からの第3次中期経営計画では、一般精神病床利用率、児童・思春期専用病床利用率、1日の外来患者数、一月のデイケア延べ人数、一月の作業療法延べ人数を目標としております。

一般精神病床利用率と1日の外来患者数はおおむね達成しましたが、児童・思春期専用病床も初年度としてはおおむね順調でしたが、デイケア参加数が目標に届いていない状況であります。

次のページであります。

右側の7ページに損益の詳細を記載しておりますが、これは、数字が並んでいて、ちょっと全体が把握しづらいため、左側のページに大きくくりでグラフ化しております。このグ

ラフの左側が収益欄になります。入院収益、外来収益合わせた医業収益と一般会計負担金で、ほぼ半々で収益を構成しております。

右側、費用の欄ですけれども、約64%、3分の2には届きませんが、ほぼ3分の2が給与費で占められている状況となっております。民間病院では受け入れが困難な患者を受け入れるための正規の職員が正看護師の有資格者であること等から、給与費が高くなっておるところであります。

最後に、A3用紙で第3次中期経営計画の概要を添付しております。

左側に第3次中期経営計画の5つの基本方針を記載しております。

まず、第1番目が、当センターの大きな3つの特色であるセーフティーネットの維持・充実、政策的・先導的精神科医療を推進していくことを記載しております。

2番目が医療の質の向上と安全の確保、3番目が患者の地域生活支援、4番目が地域への貢献、5番目が勤務環境の改善と運営体制の強化をそれぞれ記載しております。

説明につきましては以上であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○岩本浩治委員 民間精神病院では非常に受け入れがたい触法もしくは覚醒剤、そういう患者の方々を預かるということですが、この方々との病院と警察との関係はどういうふうに構築されておるのでしょうか。

○緒方総務経営課長 触法患者、犯罪を犯した方は、大抵院内で犯罪ではなくて、外側で犯罪を犯されると。犯された場合は、一応措置入院とかあるいは医療保護入院という形で、うちの病院のほうに御連絡があって、う

ちのほうに連れてこられるといたしますか、そのような感じで連携をとっている、このような感じでありませぬ。

以上であります。

○岩本浩治委員 今措置入院というのは、警察が介入するんですが、この後は、どういう社会復帰という計画をされておりますし、短期治療型の病院等を目指すとか書いてあるんですが、短期治療型というのは大体どのくらいの期間を目安に考えてやるのか、この方、覚醒剤の方が措置入院が終わった後、もしくは触法というのは、外でいろいろ犯罪を犯した方々ばかりなんですね。その人たちが退院した後は、どういう方向で警察と打ち合わせするのかをお聞きしたいんですけれども。

○緒方総務経営課長 短期治療型の病院で一体何日入院していれば短期治療型と言えるのが、2つあった質問の1つだったと思うんですけれども、一般的に定義が決まっております。大体100日から200日ぐらいの間だったならば短期と言えるのではないかと私は考えておりますので。1年もたつと、さすがに短期とはなかなか言いにくいなというところがあります。

今度は、じゃあ触法患者が治療をされて、その後、社会に出られるとかあるいはどのようにされるかにつきましては、院長のほうでよろしいんですかね。

○溝口幸治委員長 きょうは瀨元院長御出席ですので、院長、よろしく願いいたします。

○瀨元院長 瀨元です。

触法といいましても、今はいろんなタイプの人があります。今の御質問の人は覚醒剤ですので、いわゆる医療観察法にはのらないタイプですね。殺人とか放火とか重大事件を起こ

して、なおかつ、精神病であるということであれば医療観察法が適用されるんですけども、覚醒剤の場合は、警察が病院に連れてきますのは、多くは、措置入院の場合は、自傷他害を起こした事件と、それからそれが病的体験に基づくものが多いもんですから、まずそこで病的体験の治療をしてくれということで、そして、警察のほうで命令をとって採尿をしている場合は、病院の治療が終われば起訴されるということに大体はなっております。

ただ、自分から治療を求めてくる、依存症を何とかしたいというタイプの人たちは、アルコールほど長くは教育はできませんけれども、大体1カ月ぐらいの入院プログラムで、それから、実際には今熊本県内で、民間の施設ですけども、熊本ダルクとかNAとか、回復している人たちのグループがありますので、そこへ送り込むような手はずを整えています。

また、もう1つ、措置入院のその後というのは、最近、相模原で事件があった後、措置入院の同意をしてくれた人だけで、全員ではないんですけれども、同意をしてくれた人を病院と地域でサポートしていこうというプログラムが今動き始めております。

○岩本浩治委員 ここに書いてありますように、先導的な社会復帰支援活動の継続とか充実ということで書かれています。触法とか覚醒剤とかいう人たちが、一時預かって外に出てからのやっぱり活動をどうやっていくかということを考えなければいけないのではないか。というのが、私もある民間精神病院の役員をやってみて、長期入院患者を出せということで、県内でも1,700名ばかり出さないかぬのですかね、長期入院患者。この人たちの行く場所をどうするかというときに、このすばらしい言葉、社会復帰支援活動の継続支援、まあ民間精神病院では、この方々の

社会復帰の一環として、パン製造をやって、パンを販売したりとかやっているんですが、そういうのは、今後県としてはどういうふうな感じでいかれているのか。

○緒方総務経営課長 おっしゃるとおり、退院された後、どのように社会復帰していくかなんですけれども、現在うちで取り組んでいるのは、まず、共同住宅ということで、民間のアパートを借り上げて、そこに入っただいて、そこで日常生活をすると同時に、例えば、デイケアに出てきていただいて、簡単な作業をして、ある程度できるようになったら、例えば、B型作業所とかを御紹介して、そちらに移行していただくとか、もちろん、そこに移行していただいても、やっぱり調子が悪くなられる方もいらっしゃいます。そういう場合は、また病院に来ていただいて、また治療をしながらデイケア、そして、そういう作業所とか、そのような地域資源との連携で、この社会復帰、社会生活支援を行っていくというのが現在の取り組みであります。

以上であります。

○溝口幸治委員長 いいですか。

○岩本浩治委員 はい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○末松直洋委員 こころの思春期外来で、年々人数がふえているんですけれども、平成30年は1,993人ということで、この1,993人の外来される方は、発達障害の診断とか、鬱によって診断を受けたいという方たちなんですか。

○緒方総務経営課長 発達障害の方、多いとお話は聞いておりますが、医療関係の話なので、やっぱり院長のほうからお願いしま

す。

○濱元院長 人数が延べで出ておりますけれども、実際の診断の分類は、ちょっときょうは持ち合わせておりません。多くはADHD等、いわゆるASD、アスペルガー障害が多いです。

○末松直洋委員 現在の医療体制は、お二人だということですが、現在までは何人だったのか、減ったのかふえたのか、教えていただければと思います。医師の……。

○濱元院長 ちょっと実際は、この4月に非常に医局の事情もあったんですけれども、うちの新規病棟を担当していた3人の医師を大学のほうに全部引き揚げてしまいましたので、前やっていた、今常勤でいる3人が引き続いてやっているところなんです。だから、実際の体制としては、今、前年度よりはちょっと対応能力は落ちた状態でやっております。

○末松直洋委員 発達障害の診断を受けるまでにやはり数カ月待ちという中で、診断をする先生が減ったということは、またちょっと待ち期間が長くなる可能性が出てきたんじゃないでしょうか。そこら辺はどうなんでしょう。

○濱元院長 患者さんの数はふえております。ただ、県内として、子供を診る人数はふえています。うちの病院から引き揚げた医者も、それから、ほかの病院で研修している医者も、相対的に児童を診る医者そのものの数はふえておりますので、うちの病院でも今1カ月から2カ月待ちだと思います。

○末松直洋委員 わかりました。

○濱田大造委員 関連して。きょうの朝日新聞の「声」の欄に、読者から、発達障害とかアスペルガーとかそういう診断をされた人からの声がかかってまして、私、今49歳ですけれども、私の若いころ、発達障害という言葉さえなかったと思うんですよ。アスペルガーという言葉も知りませんでしたし、本当、ここ10年、20年ぐらいの話であって、読者の声というのが、もうちょっと早期にそういう診断を下してもらっていたら職場で悩まずに済んだとか、対人関係。小学校、中学校でいじめに遭ってた、どうしてもやっぱり発達障害で大人になって診断された。そういうのが非常にあるので、早期に発見してほしいみたいな声が結構載ってたんですね。ぜひ、これも要望としてなんですけれども、せっかく県としてこういう県立の病院持ってますので、民間の病院ではできないこと、県民のそういう多様なニーズですね、そういう診断の早期発見。学校現場でも、何でいじめが起こるのかというわからない部分が病気ということが多いと思いますので、ぜひ、そういう視点に立って仕事を推し進めていただけたらと思います。

○溝口幸治委員長 要望ですので、これは健康福祉部全体にもかかわってきますので、よく連携してお願いしたいと思います。

○山口裕委員 監査委員の審査意見について、ちょっと聞き違いだったら申しわけないんですけれども、(1)の第3次中期経営計画の着実な実施についてということで、ちょっと説明いただいたときに、今後、患者の確保に努めるなんていう言葉をちょっと言われたような感じがしたんですね。私はそれを聞いて、ちょっと違和感があった。こころの医療センターの特性からすると、すごく違和感があったんですけれども、どういうことだったですかね。

○緒方総務経営課長 済みません、言葉の使い方が私も誤っていたと思います。患者さんの確保、本当は患者さんは少なくなるほうがいいと思いますので、患者の確保というのは不適切だと考えております。

今患者数は減っておりますので、うちも努力しながら、いろんなニーズに対応していきたいというような思いで、そういう趣旨で使ったところなんですけど……。

以上であります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 思春期外来に取り組んで経営改善がすごく進んだので、これはもう関係者の努力を本当評価したいと思います。

その中で心配されているのが、ドクターの確保ということだと思うんですが、それともう1つ、あわせて、これは、どこの病院もそうなんですけれども、看護師とか技師の確保も本当に深刻だと思うんですね。こころの医療センターのほうでもそういう話聞いているんですけれども、確保については、どのような考えを今お持ちなんですかね。

○緒方総務経営課長 おっしゃるとおり、なかなか看護業務あるいは医師の人員不足ということで、確保が今しばらく状態であります。

現在、うちで取り組んでいるのは、医師については、もちろん熊大あたりをお願いすると同時に、ドクターバンクとか、うちのホームページで募集しております。看護師のほうも、職安とか、うちのホームページで募集しているというところですが、実際、新たに働きたいとおっしゃるような医師とか看護師は、なかなか見つからないというのが現状であります。

以上であります。

○西聖一委員 現状は、仕方がない部分もあるんですけども、この公立病院の宿命でありますけれども、民間病院で受け入れがたい方が、最終的に長期入院治療をする方が送られてくるというのではないですけども、よりどころとするわけで、そこに対応するためには、看護師体制ができていないと受け入れられないということになると思うんですよ。ですから、看護師が不足することによって、公立病院の役割を果たせなくなってくる状況に来ているのではないかなと思うんですけども、どうですか。

○緒方総務経営課長 おっしゃるとおり、なかなか人手不足でありまして、今まで非常勤の方が勤めていらっしゃったというところはあるんですけども、現在の看護師数、なかなかぎりぎりのところに来ていると思います。今後は、看護師数をふやしていく必要があるかなと私のほうでは考えております。

以上であります。

○西聖一委員 よろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

済みません、吉田管理者にちょっとお尋ねですけれども、熊大の医局の人事異動によって専門医が減少したということですけども、もちろん皆さん方は、できればどうにか対応してほしいというお話はなされたんだと思いますけれども、そのあたりのやりとりはどんな感じですか。

○吉田病院事業管理者 御指摘ございましたように、病院局における当面の、かつ従来からの宿命的な課題は、何といたっても病院を医療機関として回していける、成り立っていける、あるいは医業収入を得るため、あるいは医療活動全体を回していくための、いわゆる

エンジン部分であるドクターをいかに確保していくか、もうこれに尽きるかと思えます。

それにつきましては、もちろん院長を含めてのということで、実は、院長につきましても、既に65歳で定年退職をされた後に特定任期つき職員ということで、4月から何とかお願いしているという、そういう厳しい状況にございます。

なかなか自力では難しい面があって、一番の悩みどころなんですけど、熊本大学の医局のほうには、担当教授の方に病院の運営委員にも入っていただいて、県立病院の使命ですとか運営についての御理解をいただくような形にしておりますし、折に触れてお邪魔してお願いをするようにしておりますが、どうも状況的には、県全体として、やはり精神科の医師の人数確保が厳しいというふうなことで、なかなか袖が振りにくいという状況もあるようでございますけれども、また、今後も、一層熊本大学にお願いしつつ、御理解をいただきながら、また、議会のほうにも御支援をいただきながら、体制はきちっとつくっていかねばならないというふうに思っておりますが、状況としては、なかなか厳しいかなというふうに常々思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 その医局の人事異動ですから、その方がどこに行かれたとかというのもわかるんですか。というのが、これは、健康福祉部のところで話しすればよかったですけども、熊本市民病院がオープンをして、意外と、山間部というか、田舎のほうの病院が、例えば人吉だと、産科の先生がそのあたりを受けて引き揚げてしまうとかとあって、もう将来お産ができないのではないかみたいな話が出たり、意外といろいろなところに、ほかの地域もそういう話が聞こえているんですけど、そのあたりは、精神科に限らず、全体的な流れの中で医局もそういう判断をなさっ

ている、引き揚げた人はどこに行っているんですか。

○緒方総務経営課長 引き揚げるといふか、いわゆる感覚的には医局の人事異動ということですから、県立の病院から民間の別の病院に行かれたり、そこを1～2年経験されて、また熊大の医局に戻ったり、大学に戻ったりということで、しばらくの年限、キャリアを積まれる間は、そうしたローテーションの中で動いていかれるということです。

どなたがどこにいらっしゃるというのは、当然我々も把握をしておりますが、そこが、だからといって、また来てくださいということで、我々の一存ではなかなかままならない部分があるというふうに考えてございます。

○溝口幸治委員長 なかなか熊大の医局も厳しいんだと思いますけれども、ずっとお願いしてきて、まさに、やっと熊大がそうやって派遣をさせていただいているという流れで、また引き上げていただくというのは、何か3歩進んで2歩下がるのか、4歩下がるのかわかりませんが、そんなイメージかなと思ってですね。

何か濱元院長。

○濱元院長 私も、おとし一旦退職しまして、それから、昨年、大塚が院長してましたけれども、事情がありまして1年で退官をしたので、再登板をしています。

それで、この間、ちょうど大学教授をかわりましたので、前の教授と、当然路線は同じなんですけれども、少し人事でいろいろ食い違いがあったみたいなので、こちら側も口が差し挟める立場ではなかったもので、なかなか難しかったです。

それと、若手の医師を育成して、その人たちは、県内に4人、それから、1人は前の教授について大阪のほうに行きましたので、だ

から、そういう違う力でちょっと人が動いたりしてますから。ただ、私も、こととして精神科医40年目になります。いろんな薬物とかいろんなものを第一線でやってきて、それから、病とか、これは私見ですので、一般の定説ではないですけども、いろんな病はありますけれども、結局、子供たちが苦しむのは、その病を親が理解をしてくれて、自分自身を受けとめてくれるというのが、やっぱり子供たちにとっては、それが大人になっても、社会にいろんな問題が起こってくるのは、やっぱりその根源のところは親子の関係にあるような気がします。だから、そういう疾病というのは、親子の理解を妨げるもの、そういう形でお互いの理解が進めば、生まれてくれてよかった、生んでくれてありがとうみたいな感じになるのが、一応最終的な治療の目標かなと最近考えてまして、昔は、病気として、医者ですから、教えられてきたんですけども、最近、診てると、やっぱり人間だからこんな状態になるんだなということが、改めて感じていますので、いろんな人たちが、最初のうちは、いろんなことが、僕もほかの医者より劣っていたところたくさんあったと思いますけれども、まあ年月が過ぎれば、少しこういうところがわかってくるなと、この間、また若手の医者と共にしながら、そういう目で見ると、先ほど言われたように、発達障害というのは、一つの概念なんですけれども、僕たちも概念がなければ、ものが見えないんですけども、概念で見えてしまうと、今度は人が見えなくなってしまうというところがありまして、大人も含めて発達の問題というのは、人間が持っている認知の能力の違いみたいなものですから、そんなに特別視をしないで、大人もいる、子供もいる、ただ、一番それで困っているのは、親子が困っているの、そこを何とか助けていこうという形では、大人を診ている医者も、子供を診ている医者も、目

標は同じだと思いますので、協力をしてやっていけるのではないかと考えております。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

じゃあ、ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次回の第8回委員会は、11月11日月曜日午前10時からとなっております。

取りまとめを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後1時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長